議案第35号

上越市介護保険条例の一部改正について

上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹太

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例(平成12年上越市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「3万2,100円」を「2万8,700円」に改め、同項第2号 中「4万1,000円」を「3万5,700円」に改め、同項第3号中「4万5,000円」 を「3万9,900円」に改め、同項第4号中「7万3,800円」を「6万9,700円」 に改め、同項第5号中「8万200円」を「7万7,400円」に改め、同項第6号中「9 万2,300円」を「8万9,100円」に改め、同項第7号中「50万円以上125万円 未満のもの 9万6,300円」を「50万円以上90万円未満のもの 9万2,900円」 に改め、同項第8号中「125万円以上160万円未満のもの 10万7,500円」を 「90万円以上125万円未満のもの 10万700円」に改め、同項第9号中「 160万円以上200万円未満のもの 10万8,300円」を「125万円以上160万 円未満のもの 11万2,300円」に改め、同項第10号中「第39条第1項第9号」を 「第39条第1項第10号」に、「200万円以上250万円未満のもの 13万 2,400円」を「160万円以上200万円未満のもの 12万円」に改め、同項第11 号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第11号」に、「250万円以上 350万円未満のもの 15万6,400円」を「200万円以上250万円未満のもの 14万3,200円」に改め、同項第12号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1 項第12号」に、「350万円以上500万円未満のもの 18万500円」を「 250万円以上350万円未満のもの 17万4,200円」に改め、同項第13号中「第 39条第1項第9号」を「第39条第1項第13号」に、「500万円以上700万円未満 のもの 20万8,600円」を「350万円以上500万円未満のもの 20万 5,200円」に改め、同項第14号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第 13号」に、「700万円以上900万円未満のもの 21万6,600円」を「500万 円以上700万円未満のもの 24万3,900円」に改め、同項第15号中「22万 4,600円」を「29万4,200円」に改め、同号を同項第17号とし、同号の前に次 の2号を加える。

- (15) 令第39号第1項第13号に掲げる者で合計所得金額が700万円以上900万円未 満のもの 26万3,200円
- (16) 令第39号第1項第13号に掲げる者で合計所得金額が900万円以上1,500万円未満のもの 28万2,600円

第8条第2項第2号中「125万円」を「90万円」に改め、同項第3号中「160万円」を「125万円」に改め、同項第4号中「900万円」を「160万円」に改め、同項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 令第39条第1項第10号イ 200万円
- (6) 令第39条第1項第11号イ 250万円
- (7) 令第39条第1項第12号イ 350万円
- (8) 令第39条第1項第13号イ 1,500万円

第8条第3項第1号中「1万6, 100円」を「1万5, 500円」に改め、同項第2号中「2万900円」を「2万200円」に改め、同項第3号中「4万1, 000円」を「3万9, 500円」に改める。

第10条第3項中「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第 10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改める。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第17条の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第8条並びに第10条の改正規定及び附則第3項の規定 令和6年4月1日 (適用区分)
- 2 改正後の第17条の規定は、令和6年1月1日以後に発生した減免を受けようとする事 由から適用し、同日前に発生した減免を受けようとする事由については、なお従前の例に よる。
- 3 改正後の第8条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分 までの保険料については、なお従前の例による。